大個審第　号

案

（答申第　号）

平成　年　月　日

　大 阪 府 知 事　 様

大阪府個人情報保護審議会

会長　野田　崇

個人情報の保護に関する法律等の改正等に伴う

大阪府個人情報保護条例の改正について（答申）

大阪府個人情報保護条例第57条第１項の規定により、平成28年11月16日付け情公第1618号で諮問がありました「個人情報の保護に関する法律等の改正等に伴う大阪府個人情報保護条例の改正について」は、審議の結果、次のとおり答申します。

はじめに

平成27年９月、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）について、個人情報の保護を図りつつ利活用を促進することを目的に、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報に関する規定の整備、事業者における個人情報の取扱いに関する規定の整備等の改正が行われ、また、平成28年５月には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）についても、個人情報の定義や要配慮個人情報の規定等に関して個人情報保護法を踏まえた改正が行われた。

大阪府個人情報保護条例（以下「条例」という。）においては、これまでから、実施機関によるセンシティブ情報の原則収集禁止や事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定が設けられ、個人の権利利益の保護が図られてきたところである。

　今回、諮問のあった個人情報保護法等の改正等に伴う条例改正については、これまでの条例における個人の権利利益の保護の考えを前提に、改正された法と整合性を図り、条例の円滑な運用に資するべく、審議を行った結果、以下のとおり答申をまとめたものである。

　大阪府においては、この答申をもとに、速やかに条例改正に取り組まれ、かつ、必要な措置を講じられるよう望むものである。

第１　個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正に伴う改正

１　個人情報の定義（条例第２条関係）

|  |
| --- |
| 個人情報の定義については、行政機関個人情報保護法（事業者が取り扱う個人情報の定義にあっては、個人情報保護法）の定義規定を踏まえ、その明確化を図ることが適当である。ただし、死者に関する情報については、これまでの取扱いのとおり、条例に定義する個人情報に含まれるものとすることが適当である。 |

（説明）

　○　改正個人情報保護法において、事業者による利活用の促進等のため、個人情報の定義が明確化され、また、改正行政機関個人情報保護法においても、同様の定義がなされた。

　　　条例において、個人情報の定義の明確化を図ることは府における個人情報保護制度の円滑な運営に資するものであること、また、条例の定義規定が法と同様であることは府民にとってわかりやすいものであることから、これらの法改正を踏まえて条例改正することが適当である。

　○　個人情報の定義における照合の容易性について、個人情報保護法は事業者の個人情報の取扱いに係る義務等が定められていることから過度な規制を避けるために容易性を要件としているが、行政機関個人情報保護法は行政機関により厳格な個人情報の保護を求めるため容易性を要件としていない。

　　　条例においても、同様に、事業者が取り扱う個人情報にあっては容易性を要件とし、実施機関等が取り扱う個人情報にあっては容易性を要件としないことが適当である。

　○　死者に関する情報については、これらの法では開示請求権等の行使は生存者に限られること等から個人情報に含めていないが、条例においては、これまでから、死者の名誉や相続人等の権利利益を保護する観点から生存者と同様に取り扱ってきたところであり、引き続き、個人情報に死者に関する情報を含め、その保護を図ることが適当である。

２　センシティブ情報の定義及び取扱い（条例第７条関係）

|  |
| --- |
| いわゆるセンシティブ情報の定義については、これまでの解釈及び運用を継続することを基本に、行政機関個人情報保護法の定義規定を踏まえ、その明確化を図ることが適当である。センシティブ情報の収集の原則禁止規定については、個人の権利利益の保護に鑑み、本規定を維持することが適当である。 |

（説明）

　○　改正個人情報保護法において、いわゆるセンシティブ情報が要配慮個人情報として定義され、事業者が本人同意を得ずに取得することを禁止するなどの具体的な措置が規定された。また、改正行政機関個人情報保護法においても同様の定義が設けられた。

　○　条例においては、これまでから、センシティブ情報はその取扱いが不適正であるような場合には、個人の権利利益の侵害のおそれが大きいため、実施機関による収集が原則禁止されているが、個人の権利利益の保護に鑑み、この規定については、維持することが適当である。

　○　センシティブ情報の定義については、その明確化を図ることは府における個人情報保護制度の円滑な運用に資するものであること、また、法と条例の定義規定が同様であることは府民にとってわかりやすいものであることから、改正行政機関個人情報保護法を踏まえて条例改正することが適当である。

　　　なお、条例においては、旧同和対策事業対象地域の所在地名については、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報に該当するものとして取り扱ってきたところであり、この取扱いについても維持することが適当である。

　○　また、改正行政機関個人情報保護法において、行政機関が要配慮個人情報を保有する場合には、個人情報ファイル簿にその旨を記載することとしているが、大阪府個人情報保護条例施行規則においても、センシティブ情報を収集する必要がある場合には、個人情報取扱事務登録簿にその旨を記載することとされており、この取扱いは維持することが適当である。

３　事業者に関する規定（第47条～第53条関係）

|  |
| --- |
| 事業者に関する規定については、事業者が取り扱う個人情報について引き続き保護を図るため、維持することが適当である。なお、個人情報保護法と条例の重複適用とされるような場合にあっては、同法及び条例の趣旨を損ねることのないよう、適正な運用を図る必要がある。また、事業者が取り扱うセンシティブ情報の定義及び取扱いについては、これまでの解釈及び運用を継続することを基本に、個人情報保護法の定義規定を踏まえ、その明確化を図ることが適当である。 |

（説明）

○　条例における事業者に関する規定については、これまで、小規模事業者が個人情報保護法の対象外であったこと、また、同法にセンシティブ情報に関する規定がなかったことから、個人情報保護法の制定以降も存置させた経緯がある。

　改正個人情報保護法において、事業者は保有する個人情報の数を問わず同法の対象となり、また、要配慮個人情報に関する規定も設けられたが、同法と条例においては、例えば死者に関する情報や旧同和対策事業対象地域の所在地名の取扱いに差異が生じていることを踏まえ、府においても事業者が取り扱う個人情報について引き続き保護を図る必要があるため、本規定については維持することが適当である。

　　同法と条例の重複適用とされるような場合には、これまでと同様、同法及び条例の趣旨を損ねることのないよう、個人情報保護の実効性を確保する観点に立った適正な運用を図る必要がある。

　○　センシティブ情報の定義については、その明確化を図ることは府における個人情報保護制度の円滑な運営に資するものであること、また、法と条例の定義規定が同様であることは事業者にとってわかりやすいものであることから、改正個人情報保護法を踏まえて条例改正することが適当である。

　　　なお、条例においては、旧同和対策事業対象地域の所在地名については、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報に該当するものとして取り扱ってきたところであり、この取扱いについても維持することが適当である。

　○　また、改正個人情報保護法においては、要配慮個人情報については事業者が本人同意を得ずに取得することを禁止するなどの具体的な措置が規定されたことから、条例におけるセンシティブ情報の取扱いについても、これを踏まえた改正を行うことが適当である。

第２　その他の改正

１　オンライン結合を用いた個人情報の提供（条例第８条関係）

|  |
| --- |
| オンライン結合を用いた個人情報の提供については、国の取扱いやこれまでの実施機関における運用状況を踏まえ、本人への提供や法令等に基づく提供など、特に、公益上の必要性が高い、又は、個人の権利利益を侵害するおそれがないことが明確である場合は、審議会の意見聴取の対象外とすることが適当である。ただし、公益上の必要性や個人の権利利益を侵害するおそれがないことに関して、その判断が明確でない場合にあっては、審議会に意見を聴くことが必要である。 |

（説明）

○　オンライン結合を用いた個人情報の提供については、その取扱いの如何によっては個人に不利益を与える可能性が高いことから原則禁止され、審議会の意見を聴いた上で実施が認められているものである。

一方、行政機関個人情報保護法においては、個人情報の流通に物理的な結合を禁止することは実態に則さず合理性に欠くなどとして本規定を設けていない。そのため、実施機関におけるこれまでの運用状況を踏まえ、次の場合にあっては、特に、公益上の必要性が高い、又は、個人の権利利益を侵害するおそれのないことが明確であることから、審議会の意見聴取の対象外とすることが適当である。

　　・　本人同意があるとき又は本人に提供するとき

・　法令又は条例の規定に基づくとき

・　他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供するとき

・　出版、報道等により公にされているものを提供するとき

・　個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

○　ただし、オンライン結合を用いた個人情報の提供は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認める場合以外は行ってはならないとされており、運用に当たってはその適用の可否を十分に検討する必要があるが、なおその判断が明確でない場合にあっては、審議会に意見を聴くことが必要である。

○　また、意見聴取の対象外となるオンライン結合を用いた個人情報の提供について、審議会において適正に運用がなされていることを確認するため、当面の間、運用開始後にその概要を報告されたい。

２　個人情報の開示請求に係る非開示要件（条例第13条関係）

|  |
| --- |
| 個人情報の開示請求に係る非開示とする個人情報の範囲について、「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とする旨の規定を追加することが適当である。 |

（説明）

○　行政機関個人情報保護法においては、開示請求者以外の特定の個人が識別できない場合であっても、カルテや反省文、未発表の著作物等のように個人の人格と密接に関係する情報については、その個人の同意なしに第三者に流通させることは適切でないという考えにより、本規定が設けられている。

　　条例においても、開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から、本規定を設けることが適当である。

（主に調査審議を行った委員）

　野田崇、熊和子、赤津加奈美、熊本理抄、島村健、柳井健一